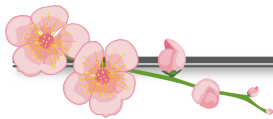


## 第6章 計画の推進体制





## 1 県、関係機関、地域との連携強化

障害者施策を推進していくためには、市民一人ひとりが障害福祉に対する意識や認識を高め、お互いを認めあい、市民の役割、地域社会の役割、障害のある人の役割を各々が担い、障害のあるなしにかかわらず、地域で支えあい、ともに学びあう、協働のまちづくりに努めることが必要です。

計画の推進にあたっては、市の役割として、障害のある人も、ない人も、すべての人々がより幸せを実感できる健幸先進都市・岩沼の実現を目指して各種施策を総合的に推進するため、市民ニーズを的確に把握し、関係機関・団体等の役割を踏まえ、相互に連携・協力を図りながら効果的な計画の推進に努めます。このため、行政内部においては、保健、医療、福祉、教育、雇用、都市計画など生活関連分野を担当とする関係部局、関係機関と連携を強化し、各分野において障害者福祉の視点から施策が展開されるよう取り組みます。

障害福祉サービスの提供や総合的な相談支援、地域生活への移行支援にあたっては、宮城県、近隣自治体及び社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。また、地域での見守りや相互理解のための交流活動、人権・権利擁護、防犯・防災などの取り組みにおいては、民生委員・児童委員、自治会など、身近な地域資源と協力し、地域福祉活動を積極的に支援することで、障害者福祉の増進に努めます。

## 2 計画の進行管理と評価

本計画は、平成29年度を目標年次としていますが、このうち「障害福祉計画」については、平成24年度から平成26年度の3年間で1期とすることから、平成26年度に、障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施状況を調査し、中間評価、見直しを行います。

また、本計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、岩沼市障害児者地域自立支援協議会において進捗状況等の評価を行うとともに、課題について協議、検討します。